

年次学術大会実施細則

第1条 本学会会則第6章に定める年次学術大会（以後大会と称する）の開催については、この細則による。

第2条 本学会年次大会は、「日本臨床死生学会年次学術大会」と称し、「第 回」を冠する。

第3条 本学会年次大会は、原則として毎年1回開催する。

第4条 本学会会則第20条に定める年次総会は原則として大会中に実施する。

第5条 理事長は本学会会則24条および前条に定める年次総会において次期学術大会の担当会長と開催地を報告する。担当会長は理事会の議を経て正会員の中から選出し、理事長が委嘱する。担当会長は、大会を主宰する。

2. 大会における一般演題の応募は正会員及び名誉会員に限られる。

3. 担当会長は大会の時に開かれる理事会、評議員会並びに年次総会の議長を務める。

第6条 担当会長は学会企画委員会と協働して大会の企画にあたり、その他の準備および実施の一切を管掌する。ただし担当会長は理事会において適宜、大会の企画その他について報告することを要する。

第7条 担当会長は会員の若干数に大会実行委員を委嘱する。その中に学会企画委員長を含めるものとする。大会実行委員名は理事会に報告をし、承認を得るものとする。

第8条 大会開催に関する収支は独立会計とする。会則第26条に基づき、大会予算が支給される。担当会長は大会終了後、終始決算を理事会に報告するものとする。ただし、学会企画委員会企画に関連する支出については学会が負担する。

第9条 年次大会の企画、準備の主な項目は次の通りで、担当会長が管掌する。

- ① 講演演題の募集要項などの会員への通知
- ② 申込演題に採否決定および通知
- ③ シンポジウム、特別講演の企画、講師依頼、一般演題の座長の依頼
- ④ プログラムの作成と配布
- ⑤ 大会参加費、レジュメ集、広告料、寄付金などの決定、徴収
- ⑥ 総会会場の斡旋
- ⑦ その他懇親会等
- ⑧ レジュメ集の標題、著者名、所属は和文で表記する。またそれぞれの英文を付記する。

附則

本細則は、2023年7月22日の常任理事会にて承認され、2023年7月23日より施行する。